

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和39年鳥取県企業管理規程第1号）の全部を改正する。

鳥取県企業局に勤務する職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。